

○大府市搾油機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源の循環型社会の形成と環境の保全のため、菜種、ごま等の搾油を行うために使用する搾油機の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出しを行う搾油機は、中型電動搾油機とする。

(貸出対象者)

第3条 貸出しの対象となる者（以下「対象者」という。）は、環境に配慮した取組を実施する市内の自治会、婦人会等の団体とする。

(貸出料及び貸出期間)

第4条 搾油機の貸出料は無料とし、貸出期間は1月以内とする。ただし、貸出期間の満了時において、市長が必要と認めるときは、貸出期間を更新することができる。

(借用申請)

第5条 第3条に規定する対象者で、搾油機の貸出しを受けようとするものは、搾油機借用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第6条 搾油機の使用に伴う費用及び必要物品等は、搾油機の貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）の負担とする。

(市の責務)

第7条 市長は、搾油機の貸出しを行うときは、事前に借受人に対し、搾油機の使用及び保管について十分に指導を行わなければならない。

(管理義務等)

第8条 借受人は、貸出しを受けた搾油機を安全な場所に保管するとともに、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 借受人は、搾油機を転貸してはならない。

3 借受人は、搾油機により搾油した油を営利を目的として販売し、又は利用してはならない。

(損害賠償等)

第9条 借受人は、その責に帰すべき理由により搾油機の全部又は一部を損傷し、滅失し、若しくは紛失したときは、借受人の負担において原状に回復し、又は当該損害を賠償しなければならない。

2 借受人は、貸出期間中における搾油機の使用に伴い事故等が生じたときは、借受人の責任においてその一切を解決しなければならない。

(報告の義務)

第10条 借受人は、貸出期間が終了したときは、速やかに搾油機使用実績報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。